

療養費に係る受領委任の取扱いの中止相当について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費について、関東信越厚生局東京事務所及び東京都との共同による監査を実施した結果、下記のとおり療養費の受領委任の取扱いを中止相当としましたのでお知らせします。

記

1 受領委任の取扱いの中止相当となるはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師

施術管理者氏名 安戸 方邦（やすど まさくに）（54歳）
施 術 所 名 訪問マッサージ江東
施術所所在地 江東区大島1-23-25 マンションセラノ205
開 設 者 尼子 剛（あまこ ごう）

※当該はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師は、令和5年1月31日付けで受領委任の取扱いを辞退していることから中止相当としている。

2 受領委任の取扱いの中止相当年月日

令和7年6月20日 （当該はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師は、以後原則5年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。なお、開設者についても、以後原則5年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。）

3 受領委任の取扱いの中止相当措置に至った経緯

保険者から当該施術所の療養費の請求について疑義があるとの情報提供があり、療養費の不正請求が強く疑われたものの、当該施術所は受領委任を辞退しており個別指導を実施することができないことから、令和5年12月から令和6年12月まで計10日間の監査を実施し、監査の結果として、「4 受領委任の取扱いの中止相当措置に至った事由」に記載した不正請求の事実を確認した。

4 受領委任の取扱いの中止相当措置に至った事由

（1）監査において判明した不正事項の主な事例

- ① 開設者が、施術管理者及び勤務する施術者が行った保険施術及び療養費支給申請について、適切に監督する義務を果たしていない。
- ② 施術管理者が療養費の請求を行っていない。
- ③ 施術管理者が関係法令等を遵守し、療養費の請求に係る事務を行っていない。

- ④ 実際には行っていない施術を行ったものとして療養費支給申請書を作成し、療養費を不正に請求していた。（架空請求）
- ⑤ 実際には同一の建築物に居住する複数の患者を同一日に施術した場合に、それぞれを別の日に施術したものとして療養費支給申請書を作成し、療養費を不正に請求していた。（その他の請求）
- ⑥ 開設者及び施術管理者が施術管理者及び勤務する施術者に施術録を記載させていなかった。

（２）監査時に判明した不正請求額

平成３１年１月分から令和５年１月施術分

合計６人分 金額６，４７０，４８５円